

○函館市都市景観条例

平成7年3月22日条例第14号

改正

平成9年12月18日条例第55号
平成17年3月25日条例第19号
平成17年6月29日条例第41号
平成20年3月24日条例第25号
平成23年12月20日条例第46号
平成24年6月28日条例第40号
令和3年3月15日条例第38号

目次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第1章の2 景観計画（第9条の2）
- 第2章 都市景観形成地域（第10条～第16条の4）
- 第3章 景観形成指定建築物等および景観登録建築物（第17条～第21条の2）
- 第4章 都市景観形成地域以外の景観計画区域（第22条～第24条）
- 第5章 伝統的建造物群保存地区（第25条～第31条）
- 第6章 景観協定（第32条）
- 第7章 景観形成市民団体（第33条）
- 第8章 表彰、助成等（第34条～第40条）
- 第9章 函館市都市景観審議会（第41条～第50条）
- 第10章 雑則（第51条・第52条）
- 第11章 罰則（第53条・第54条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項、歴史性豊かな伝統的建造物群の保存に関する事項その他の都市景観の形成に関する基本的な事項を定めることにより、自然と歴史にはぐくまれた函館らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、もって個性豊かで快適な都市の創出に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、別に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）都市景観の形成 良好な都市景観をまもり、そだて、つくることをいう。
- （2）建築物等 建築物および建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- （3）伝統的建造物群 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
- （4）伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。

（市の基本的責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するための必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民および事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(都市景観形成基本計画の策定)

第4条 市は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定するものとする。

2 市は、都市景観形成基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、函館市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市は、都市景観形成基本計画を策定したときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定により策定した都市景観形成基本計画の変更について準用する。

(先導的役割)

第5条 市は、道路、公園その他の公共施設を整備するときは、都市景観形成基本計画との整合を図るとともに、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(国の機関等に対する協力の要請)

第6条 市長は、都市景観の形成に関して必要があると認めるときは、国もしくは地方公共団体の機関または法令の規定により国の行政機関もしくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）に対し、協力を要請するものとする。

(啓発)

第7条 市長は、市民および事業者の都市景観の形成に関する意識を高め、および知識の普及を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(財産権等の尊重および他の公益との調整)

第8条 この条例の運用に当たっては、財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

(市民および事業者の責務)

第9条 市民および事業者は、都市景観に関する理解を深め、それぞれの立場から都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民および事業者は、市長その他の市の機関が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第1章の2 景観計画

(景観計画の策定)

第9条の2 法第8条第1項の規定により市が定める景観計画は、都市景観形成基本計画に適合するものでなければならない。

2 市は、景観計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、函館市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 都市景観形成地域

(都市景観形成地域の指定)

第10条 市長は、景観計画区域のうち、都市景観の形成を図ることが特に必要な地域を都市景観形成地域として指定することができる。

2 前項の規定により指定する都市景観形成地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

(1) 歴史的な建造物が数多く存在し、自然その他の環境と一体となって函館らしい歴史と文化を表現し、形づくっている景観を有する地域

(2) 商業または港湾の業務施設が集積し、一体となった景観を有する地域のうち、都市景観の形成を図っていく必要のある地域

(3) 土地区画整理事業等が実施され、または予定されている地域のうち、計画的に都市景観の形成を図っていく必要のある地域

(4) その他都市景観の形成のために市長が必要と認める地域

- 3 市長は、都市景観形成地域を指定しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、都市景観形成地域を指定しようとするときは、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、当該地域の住民その他利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。
- 6 市長は、都市景観形成地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、第1項の規定により指定した都市景観形成地域の変更について準用する。

(景観形成街路沿道区域の指定)

第10条の2 市長は、前条第2項第1号に該当して指定された都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内において、坂道が存在すること等により特に函館らしい景観を有すると認められる区域のうち、積極的に都市景観の形成を図る必要がある道路（道路法（昭和27年法律第180号）の道路（高速自動車国道を除く。）に限る。）に面した区域を景観形成街路沿道区域として指定することができる。

- 2 前条第3項から第6項までの規定は、景観形成街路沿道区域の指定および変更について準用する。この場合において、同条第5項中「当該地域」とあるのは、「当該区域」と読み替えるものとする。

(景観形成計画の策定)

第11条 市長は、都市景観形成地域を指定したときは、当該都市景観形成地域に係る景観形成計画を策定するものとする。

- 2 景観形成計画は、当該都市景観形成地域の都市景観の形成に関する基本方針その他の都市景観の形成に関し必要な事項について定めるものとする。
- 3 第10条第3項および第6項の規定は、景観形成計画の策定および変更について準用する。

(景観形成基準)

第12条 市長は、都市景観形成地域を指定したときは、当該都市景観形成地域における法第8条第4項第2号に規定する規制または措置の基準として、景観形成基準を設定するものとする。

- 2 景観形成基準は、次に掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。

- (1) 建築物等の敷地内の位置および規模に関する事項
- (2) 建築物等の敷地内の緑化に関する事項
- (3) 建築物等の外観の意匠および色彩に関する事項
- (4) 土地の形質に関する事項
- (5) 木竹の態様に関する事項
- (6) その他都市景観の形成のために市長が必要と認める事項

- 3 第10条第3項および第6項の規定は、景観形成基準の設定および変更について準用する。

(都市景観誘導指針)

第12条の2 市長は、都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内における都市景観の形成に配慮すべき事項についての指針（次項および第16条の2第5項において「都市景観誘導指針」という。）を策定するものとする。

- 2 第10条第3項の規定は、都市景観誘導指針の策定および変更について準用する。

(行為の届出)

第13条 都市景観形成地域内における次に掲げる行為（第6号に掲げる行為にあっては、第16

条の2第1項に規定する都市景観形成地域における行為に限る。) (第19条第1項各号に掲げる行為を除く。) については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。

(1) 建築物等の新築(工作物にあつては、新設。第22条第1項および第23条第1項において同じ。)、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為その他法第16条第1項第3号の政令で定める行為

(3) 木竹の伐採

(4) 土石類の採取

(5) 水面の埋立て

(6) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

(7) その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で市長が別に定めるもの

2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、配置図、平面図その他の規則で定める図書とする。

3 第1項の規定は、法第16条第7項各号に掲げる行為および都市景観形成地域における都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるものについては、適用しない。

(景観形成基準の遵守)

第14条 都市景観形成地域内において前条第1項各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(景観形成基準の適合通知等)

第14条の2 市長は、都市景観形成地域内における第13条第1項各号に掲げる行為(第19条第1項各号に掲げる行為を除く。)について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合すると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。この場合において、当該届出に係る行為について法第18条第2項の規定により良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて同条第1項本文に規定する期間を短縮したときは、その旨を当該届出をした者に併せて通知するものとする。

(助言、指導および勧告)

第15条 市長は、都市景観形成地域内における第13条第1項各号に掲げる行為(第19条第1項各号に掲げる行為を除く。)について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、および指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、法第16条第3項の規定により勧告するものとする。

3 市長は、前2項の規定により助言、指導および勧告をする場合において、必要があると認めるときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

(特定届出対象行為)

第15条の2 法第17条第1項の条例で定める行為は、第13条第1項の規定により届出を要する行為のうち、法第16条第1項第1号および第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第15条の3 市長は、法第17条第1項または第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、函館市都市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(空地の管理等に係る助言および指導)

第16条 市長は、都市景観形成地域内において、空地が当該都市景観形成地域の都市景観の形成に支障を及ぼしていると認めるときは、当該空地の所有者、管理者または占有者に対し、当該空地について、都市景観の形成に配慮した管理または利用を図るよう助言し、および指導することができる。

2 第15条第3項の規定は、前項の規定により助言および指導をする場合について準用する。
(事前協議)

第16条の2 都市景観形成地域(史跡その他の重要な遺跡が所在する地域であって、市長が指定するものに限り、景観形成街路沿道区域を除く。)において第13条第1項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、当該届出に係る行為についての都市景観の形成への配慮に関する市長との協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 第10条第3項から第6項までの規定は、前項に規定する都市景観形成地域の指定および変更について準用する。

3 景観形成街路沿道区域において第13条第1項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、事前協議を行わなければならない。

4 第1項および前項の規定により事前協議を行おうとする者は、書面により市長に申し出なければならない。

5 市長は、前項の規定による申出があったときは、都市景観誘導指針に基づき協議事項を定め、当該申出をした者と協議をするものとする。

6 市長は、事前協議を行う場合において必要があると認めるときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

(事前協議の終了等)

第16条の3 事前協議は、全部の協議事項について協議をした場合において、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(1) 全部の協議が調ったとき。

(2) 全部または一部の協議が調わないこととなった場合において、当該事前協議の申出をした者が市長に事前協議を終了するよう申し出たとき。

2 市長は、事前協議が終了したときは、当該事前協議の申出をした者に対し、事前協議の結果を書面により通知するものとする。

3 事前協議(都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める建築物等に係るものに限る。)の申出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、第13条第1項の規定による届出に係る行為を完了するまでの間、当該事前協議が終了した旨の標識を設置しなければならない。

4 第1項の規定により事前協議を終了した者は、当該事前協議において協議が調った事項について、当該協議の結果に従い、第13条第1項の規定による届出に係る行為を行うものとする。

(事前協議の内容の変更)

第16条の4 前条第2項の規定による通知を受けた者は、同項の書面に記載された事前協議の結果に係る内容を当該事前協議に係る第13条第1項の規定による届出をする前に変更しようとするときは、あらかじめ、市長と変更協議を行わなければならない。

2 第16条の2第4項から第6項までおよび前条の規定は、前項の変更協議について準用する。

第3章 景観形成指定建築物等および景観登録建築物

(景観形成指定建築物等の指定)

第17条 市長は、都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内において、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建築物等その他の物件を景観形成指定建築物等として指定することができる。

2 市長は、景観形成指定建築物等を指定しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くとともに、当該指定しようとする建築物等その他の物件の所有者（権原に基づく占有者がある場合は、その者を含む。以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 市長は、景観形成指定建築物等を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該景観形成指定建築物等の所有者等に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により指定した景観形成指定建築物等が朽廃、滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったと認めるとき、または公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、その指定を解除するものとする。

5 第10条第3項の規定は、前項の規定による景観形成指定建築物等の指定の解除について準用する。

6 第3項の規定は、第4項の規定による景観形成指定建築物等の指定の解除について準用する。

(保全基準)

第18条 市長は、景観形成指定建築物等に係る法第8条第4項第2号に規定する規制または措置の基準として、保全基準を設定するものとする。

2 保全基準は、景観形成指定建築物等の外観を維持するために必要な事項その他市長が必要と認める事項について定めるものとする。

3 第10条第3項および第6項の規定は、保全基準の設定および変更について準用する。

(現状変更行為等の届出)

第19条 第17条第1項の規定により指定された景観形成指定建築物等に係る次に掲げる行為については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。当該景観形成指定建築物等の所有者等が、所有権その他の権利で第17条第2項の同意に係るものを移転しようとするときも、同様とする。

(1) 景観形成指定建築物等の増築、改築、移転または除却

(2) 景観形成指定建築物等の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) その他景観形成指定建築物等の外観に影響を及ぼすおそれのある行為で市長が別に定めるもの

2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則第1条第2項第4号の条例で定める図書は、第13条第2項に規定する図書とする。

3 第1項前段の規定は、法第16条第7項各号に掲げる行為および景観形成指定建築物等の外観に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるものについては、適用しない。

(保全基準の遵守)

第20条 前条第1項各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、当該行為が保全基準に適合するよう努めなければならない。

(保全基準の適合通知等)

第20条の2 第14条の2の規定は、第19条第1項各号に掲げる行為について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、第14条の2中「景観形成基準」とあるのは、「保全基準」と読み替えるものとする。

(助言、指導および勧告)

第21条 市長は、第19条第1項各号に掲げる行為について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が保全基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、および指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、法第16条第3項の規定により勧告するものとする。

3 第15条第3項の規定は、前2項の規定により助言、指導および勧告をする場合について準用する。

(景観登録建築物の登録)

第21条の2 市長は、第10条第2項第1号に該当して指定された都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内において、都市景観の形成上価値があると認められる建築物（第17条第1項の規定により指定されたものを除く。）を景観登録建築物として登録することができる。

2 市長は、前項の規定により景観登録建築物を登録しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

第4章 都市景観形成地域以外の景観計画区域

(行為の届出)

第22条 都市景観形成地域以外の景観計画区域内における建築物等の新築、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則第1条第2項第4号の条例で定める図書は、第13条第2項に規定する図書とする。

3 第1項の規定は、法第16条第7項各号に掲げる行為および次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める大規模な建築物等（以下「大規模建築物等」という。）以外の建築物等に係る前項に規定する行為

(2) 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替えのうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕（次条第1項において「大規模の修繕」という。）または同法第2条第15号に規定する大規模の模様替え（次条第1項において「大規模の模様替え」という。）に該当しないもの

(3) 外観の過半にわたるもの以外の大規模建築物等の色彩の変更

(4) その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるもの

4 法第16条第1項の規定は、都市景観形成地域以外の景観計画区域内における同項第3号に掲げる行為については、適用しない。

(誘導基準)

第23条 市長は、都市景観形成地域以外の景観計画区域内における大規模建築物等の新築、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる大規模の修繕もしくは大規模の模様替えまたは色彩の変更について、法第8条第4項第2号に規定する規制または措置の基準として、誘導基準を設定するものとする。

2 誘導基準は、次に掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。

- (1) 大規模建築物等の敷地内の位置および規模に関する事項
- (2) 大規模建築物等の敷地内の緑化に関する事項
- (3) 大規模建築物等の外観の意匠および色彩に関する事項
- (4) その他都市景観の形成のために市長が必要と認める事項

3 第10条第3項および第6項の規定は、誘導基準の設定および変更について準用する。
(誘導基準の適合通知等)

第23条の2 第14条の2の規定は、第22条第1項に規定する行為について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、第14条の2中「景観形成基準」とあるのは、「誘導基準」と読み替えるものとする。
(助言、指導および勧告)

第24条 市長は、第22条第1項に規定する行為について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が誘導基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、および指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、法第16条第3項の規定により勧告するものとする。

3 第15条第3項の規定は、前2項の規定により助言、指導および勧告をする場合について準用する。

第5章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第25条 市長は、都市景観形成地域内において、伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存する必要がある地区について、文化財保護法第143条第1項の規定により、伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）を定めるものとする。

(保存計画)

第26条 函館市教育委員会（以下「委員会」という。）は、保存地区が定められたときは、函館市都市景観審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）の決定に関する事項
- (3) 保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件の保存整備計画に関する事項
- (4) 保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設および設備ならびに環境の整備に関する事項

3 委員会は、保存計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

4 第1項および前項の規定は、保存計画の変更について準用する。

(現状変更行為の規制)

第27条 保存地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長および委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転または除却

- (2) 建築物その他の工作物の修繕，模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

2 前項の規定は，非常災害のために必要な応急措置として行う行為および通常の管理行為，軽易な行為その他の行為で規則および函館市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるものについては，適用しない。

3 市長および委員会は，第1項の許可をする場合には，保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第28条 市長および委員会は，前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準（市長にあっては，第8号に定める基準）に適合しないものについては，同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築もしくは改築または修繕，模様替えもしくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては，それらの行為後の伝統的建造物の位置，規模，形態，意匠または色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については，移転後の伝統的建造物の位置および移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については，除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築，増築もしくは改築または修繕，模様替えもしくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては，それらの行為後の当該建築物その他の工作物の位置，規模，形態，意匠または色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物その他の工作物の移転については，移転後の当該建築物その他の工作物の位置および移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物その他の工作物の除却については，除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については，それらの行為後の^{ぼう}地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) その他当該行為後の建築物その他の工作物または土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存または当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

（国の機関等に関する特例）

第29条 国の機関等が行う行為については，第27条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において，当該国の機関等は，同項の許可に係る行為を行おうとするときは，市長および委員会に協議しなければならない。

第30条 第27条第1項および前条の規定は，都市計画事業の施行として行う行為，道路，都市公園もしくは公園施設，公衆電話施設，電気工作物もしくはガス工作物または水道もしくは下水道の設置または管理に係る行為その他の行為で規則および委員会規則で定めるものにつ

いては、適用しない。この場合において、これらの行為のうち第27条第1項の許可または前条後段の協議に係る行為を行おうとするときは、市長および委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第31条 市長および委員会は、次の各号の一に該当する者に対し、保存地区の保存のため必要な限度において、第27条第1項の規定によってした許可を取り消し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物の改築、移転または除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この章の規定またはこれに基づく処分に違反した者
- (2) この章の規定またはこれに基づく処分に違反した工事の注文主もしくは請負人（請負工事の下請人を含む。）または請負契約によらないで自らその工事をしている者もしくはした者
- (3) 第27条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 偽りその他不正な手段により、第27条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長および委員会は、前項の規定により、処分をし、または必要な措置をとることを命じようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴き、かつ、当該処分または措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

第6章 景観協定

(景観協定の認可の申請等)

第32条 法第81条第4項もしくは第90条第1項の規定による景観協定の認可、法第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可または法第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可を受けようとする土地所有者等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第7章 景観形成市民団体

(景観形成市民団体の認定等)

第33条 市長は、一定の区域における都市景観の形成を図ることを目的とした団体で、次の各号のいずれにも該当するものを景観形成市民団体として認定することができる。

- (1) その団体の構成員の過半が、当該区域に存する土地および建築物等の所有者等であるもの
 - (2) その活動が、当該区域の都市景観の形成に寄与すると認められるもの
 - (3) 規則で定める事項について定めた団体規約等を有しているもの
- 2 前項の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により認定した景観形成市民団体が、同項の認定の要件を欠くこととなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第8章 表彰、助成等

(表彰)

第34条 市長は、都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等その他の物件の所有者等、設計者、施工者その他関係者または都市景観の形成に貢献したと認められるものを表彰することができる。

- 2 前項の規定による被表彰者の選考のため、函館市都市景観賞選考委員会（次項において「委員会」という。）を置く。
- 3 委員会の組織および運営については、規則で定める。
(景観形成指定建築物等に係る助成)

第35条 市長は、景観形成指定建築物等の所有者等に対し、当該景観形成指定建築物等の保全のための修理に要する経費の一部を助成することができる。

(伝統的建造物群保存地区の保存に係る助成等)

第36条 市長は、保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件の管理、修理、修景または復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、または当該建築物その他の工作物および環境物件の所有者等に対し、その経費の一部を助成することができる。

(景観協定に係る助成)

第37条 市長は、第32条第1項の景観協定を締結したものに対し、当該景観協定に係る区域における都市景観の形成を図るための活動に要する経費の一部を助成することができる。

(景観形成市民団体に係る助成)

第38条 市長は、第33条第1項の景観形成市民団体に対し、都市景観の形成に係る活動に要する経費の一部を助成することができる。

(都市景観形成地域の都市景観の形成に係る助成)

第39条 市長は、都市景観形成地域内において、都市景観の形成に努めようとするものに対し、当該都市景観の形成に要する経費の一部を助成することができる。

(都市景観の形成に係る技術的援助)

第40条 市長は、都市景観の形成に努めようとするものに対し、技術的援助をすることができる。

第9章 函館市都市景観審議会

(函館市都市景観審議会の設置)

第41条 市長または委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、函館市都市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 都市景観の形成に関する基本的事項および重要事項に関すること。
 - (2) 函館市屋外広告物条例(平成17年函館市条例第41号)第41条の規定によりその権限に属することとされた事務
- 2 審議会は、都市景観の形成に関する事項について、市長または委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第42条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(審議会の委員および任期等)

第43条 審議会の委員(以下この条から第46条までおよび第47条第2項において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長または委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の役員
- (3) その他市長または委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 職能の故をもって委嘱された委員が、その職を退いたときは、委員を解嘱されたものとする。

(会長および副会長)

第44条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第45条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第46条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第47条 審議会は、専門の事項について調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者および委員以外の学識経験者のうちから市長または委員会が審議会の意見を聴き委嘱する者をもって組織する。

3 専門部会の委員の任期は、専門の事項の調査審議の結果について、審議会に報告するまでとする。

(部会長)

第48条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門部会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の会務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の委員がその職務を代理する。

(庶務)

第49条 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(補則)

第50条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第10章 雑則

(諸制度の活用)

第51条 市長は、都市景観の形成に資するため、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）等に基づく諸制度の活用に努めるものとする。

(規則への委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則および委員会規則で定める。

第11章 罰則

(罰則)

第53条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条第1項の規定に違反した者

(2) 第31条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第54条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務または財産に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第1章(第4条を除く。)から第8章まで、第10章および第11章の規定ならびに次条、附則第3条および附則第5条から附則第7条までの規定は、規則で定める日から施行する。(ただし書に規定する規定は、平成7年規則第50号で、平成8年1月8日から施行)

(函館市西部地区歴史的景観条例の廃止)

第2条 函館市西部地区歴史的景観条例(昭和63年函館市条例第12号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の函館市西部地区歴史的景観条例(以下「歴史的景観条例」という。)第7条第1項の規定により指定された歴史的景観地域は、第10条第1項の規定により指定された都市景観形成地域とみなす。

2 歴史的景観条例第8条第1項の規定により策定された景観形成基本計画は、第11条第1項の規定により策定された景観形成計画とみなす。

3 歴史的景観条例第9条第1項の規定により設定された景観形成基準は、第12条第1項の規定により設定された景観形成基準とみなす。

4 歴史的景観条例第14条第1項の規定により指定された景観形成指定建築物等は、第17条第1項の規定により指定された景観形成指定建築物等とみなす。

5 歴史的景観条例第15条第1項の規定により設定された保全基準は、第18条第1項の規定により設定された保全基準とみなす。

6 歴史的景観条例第19条の規定により定められた伝統的建造物群保存地区は、第25条の規定により定められた伝統的建造物群保存地区とみなす。

7 歴史的景観条例第20条第1項の規定により定められた保存計画は、第26条第1項の規定により定められた保存計画とみなす。

8 歴史的景観条例第27条第1項の規定により認定された景観形成住民団体は、第33条第1項の規定により認定された景観形成市民団体とみなす。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

第5条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例の一部改正)

第6条 函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例(平成5年函館市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正)

第7条 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成5年函館市条例第25号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成9年12月18日条例第55号)

この条例は、平成10年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第19号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第41号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第41条および附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第25号）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の函館市都市景観条例の規定によりなされた都市景観形成地域の指定、景観形成基準の設定その他の行為は、改正後の函館市都市景観条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年12月20日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月28日条例第40号）

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第12条第2項および第23条第2項の改正規定ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条の2第1項の規定による指定および改正後の第12条の2第1項の規定による策定ならびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第10条の2および第12条の2の規定の例により行うことができる。

附 則（令和3年3月15日条例第38号）

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。